

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 研修制度について

サービス管理責任者（以下「サビ管」という。）・児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）の研修制度は、一定期間ごとの知識技術の更新や段階的なスキルアップを図る仕組みとなっており、配置するまでに、長期的かつ計画的な研修受講が必要となります。

各事業所におかれましては、サビ管・児発管に必要な実務経験及び新たな研修修了の要件について御理解いただき、各研修の受講漏れがないよう御注意ください。

【目次】

1	研修体系等の見直しについて（令和元年度～）	P.2
2	サビ管・児発管の実務経験要件について	P.3
3	各研修の対象者	P.5
4	サビ管・児発管配置時の取り扱いの緩和	P.6
5	専門コース別研修について	P.6
6	経過措置について	P.6
7	その他	P.8

<根拠>

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）の一部改正（令和元年厚生労働省告示第 113 号）

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）の一部改正（令和元年厚生労働省告示第 113 号）

令和6年4月改訂

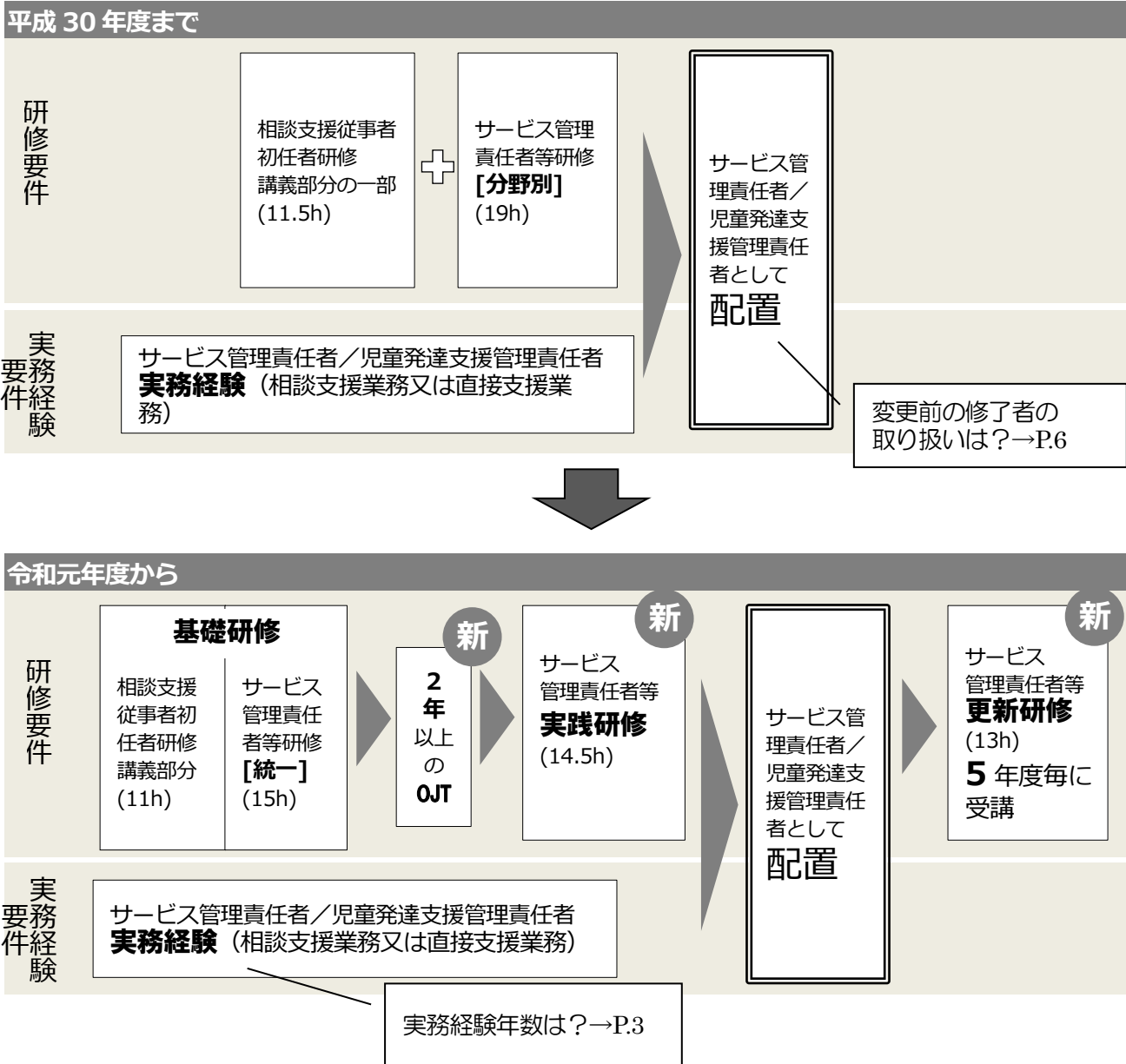
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当

1 研修体系等の見直しについて（令和元年度～）

見直しのポイント

- ①サビ管・児発管になるには、基礎研修修了後、実践研修の受講が必要となる
- ②サビ管・児発管は、5年度ごとに更新研修の受講が必要となる
- ③いずれの研修も、分野別のカリキュラムではなく、統一カリキュラムになる

見直しイメージ



※各研修の時間数は国の定める標準カリキュラムのもの

※更新研修は令和5年度までは6時間の内容で実施可能だったが、令和6年度から本則適用で13時間の受講が必要

2 サビ管・児発管の実務経験要件について

○サービス管理責任者の実務経験(概要)

支援対象	業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者	相談支援の業務	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(※) b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設(※) c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設(※) e 特別支援学校、その他これらに準ずる施設(※) f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格者※1に掲げる資格を有する者 (4) a～e に掲げる施設等の従業者及び従業者としての期間が1年以上である者 ※その他これらに準ずる事業(施設) (a) 指定(特定/障害児/一般)相談支援事業所 (b) 保健所・保健センター(障害者の相談支援業務に限る) (d) 区市町村障害者就労支援センター (e) 特別支援学級(通級による指導(特別支援教室)含む)	3年以上		5年以上
	直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業(※) c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所 d 特例子会社、助成金受給事業所 e 特別支援学校、その他これらに準ずる施設(※) ※その他これらに準ずる事業 (b) 重度身体障害者グループホーム (b) 区市町村からの委託等により運営されている小規模作業所等 (b) 区市町村からの委託等により運営されている緊急一時保護事業 (b) 認知症対応型老人共同生活援助 (e) 特別支援学級(通級による指導(特別支援教室)含む)	5年以上		8年以上

- ※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき(資格取得後に)、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者
- ※2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 - (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者
 - (3) 保育士及び児童指導員任用資格者
 - (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

実務経験の詳細については東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 04 サービス管理責任者の資格要件について)

なお、実務経験については、各事業の指定担当部署に御相談ください。

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374
自立生活援助	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室 (電話受付時間) 9時から17時まで(土日祝日を除く)	03-6302-0257
共同生活援助		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308
生活介護、自立訓練(機能・生活)、施設入所支援		03-6302-0313

※八王子市に所在する事業所につきましては、八王子市に要件を御確認ください。

○児童発達支援管理責任者の実務経験(概要)

以下のいずれかの経験年数があり、かつ網掛け以外の事業・施設での実務経験が3年以上の者

支援対象	業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
○児童福祉法第四十一条に規定する児童 ○身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者	相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(※)	3年以上		5年以上
		b 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設(※)			
	直接支援の業務 ①入浴、排せつ、食事その他の介護②その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)③その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導、その他職業訓練又は職業教育に係る業務	c 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設(※)	5年以上	8年以上	
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設(※)			
		e 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)			
		f 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格者※1に掲げる資格を有する者 (4) aからeに掲げる施設等の従業者及び従業者としての期間が1年以上である者			
		※その他これらに準ずる事業(施設) (a) 指定(特定/障害児/一般)相談支援事業所 (b) 保健所・保健センター(乳幼児・児童又は障害児・者の業務に限る) (c) 教育相談機関(教育センター、教育相談所・相談室) (d) 区市町村障害者就労支援センター			
		① 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、その他これらに準ずる施設(※)			
		② 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業(※)			
		③ 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所			
		④ 特例子会社、助成金受給事業所			
		⑤ 学校			
		※その他これらに準ずる事業 (1) 認証保育所(都及び他の自治体) (2) 自治体からの補助により実施されている子育て支援事業等			

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき(資格取得後に)、当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上ある者

※2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者
- (3) 保育士及び児童指導員任用資格者
- (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

実務経験の詳細については東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 新規指定申請のご案内)内にある「児童発達支援・放課後等デイサービス指定申請マニュアル」(14ページから16ページ)

なお、実務経験については、指定担当部署に御相談ください。

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 (電話受付時間) 9時から17時まで(土日祝日を除く)	03-6302-0315

※児童相談所設置区内の事業所(世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区)は、当該区に、八王子市に所在する事業所につきましては八王子市に要件を御確認ください。

3 各研修の対象者

<共通>

① 東京都内の障害福祉サービス事業所等において、② サビ管・児発管として配置予定の者又は配置されている者

<基礎研修>

「2 サビ管・児発管の実務経験要件について」記載の実務経験年数から **2年引いた年数**を満たす実務経験がある者（例：相談支援業務5年以上→基礎研修は相談支援業務の実務経験3年以上から受講可能）

※相談支援従事者初任者研修（全日程、2日課程又は講義部分）を受講済みの方

新しい制度・カリキュラムになったため、基礎研修（5日間）全ての受講を推奨しますが、基礎研修（5日間）のうち、1、2日目の相談支援従事者初任者研修（講義部分）が免除可能です。

<実践研修>

基礎研修修了後、実践研修開始日前の **5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務経験（OJT）**のある者ただし、例外的に相談支援又は直接支援業務経験（OJT）が**基礎研修終了後「6か月以上」**となる場合があります。詳細については、**東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」**を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ B 東京都からのお知らせ

⇒ サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験(6ヶ月以上)の指定権者への届出方法について

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-193>

<更新研修>

次のいずれかの経験を有する者

① 実践研修修了後、更新研修開始日前の5年間に **2年以上のサビ管等***の実務経験**のある者

② 現に **サビ管等***として従事している者

(サビ管等*…サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員。兼務でも可)

(5年間に **2年以上のサビ管等の実務経験****…日数は不問で、従事期間が通算で2年以上あれば可)

◎ 実践研修の修了年度を起点として翌年度から **5年度毎に1回更新研修の受講**が必要。平成30年度以前に研修を修了している方の経過措置は令和5年度で終了しました。「6 経過措置について」を併せて参照してください。

5年度間のうちに更新研修を1回受講 5年度間のうちに更新研修を1回受講



サビ管・児発管として従事可能

サビ管・児発管として従事可能

5年度の枠ごとに受講していれば、

1回目と2回目の更新研修受講間

隔が6年以上になっても可

研修を修了しても、実務経験年数が足りない場合、サビ管・児発管として配置することができません。受講希望者の所属事業所において、実務経験年数に不足がないか十分確認の上、研修に推薦及び申込みをしてください。

※研修申込みの際に必要な受講済み研修の修了証書

〈申込予定の研修が実践研修の方〉

前回受講した研修が基礎研修の方は、次の①及び②となります。

- ① 相談支援従事者初任者研修（2日課程）受講証明書 または、相談支援従事者初任者研修 修了証書
- ② サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修 修了証書

前回受講した研修が平成30年度以前のサビ管・児発管研修の方は、次の①及び②となります。

- ① 相談支援従事者初任者研修（2日課程）受講証明書 または、相談支援従事者初任者研修 修了証書
- ② サービス管理責任者研修（分野別）修了証書 または、児童発達支援管理責任者研修 修了証書

〈申込予定の研修が更新研修の方〉

(ア)前回受講した研修が実践研修の方は、次の修了証書となります。

サービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修 修了証書

(イ)前回受講した研修が更新研修の方は、次の修了証書となります。

サービス管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修 修了証書

4 サビ管・児発管配置時の取り扱いの緩和

サビ管・児発管として配置するためには、基礎研修修了後、更に実践研修を受講しなくてはならなくなったことから、以下の緩和措置がとられます。

- (1) 既にサビ管・児発管が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を **2人目のサビ管・児発管**として配置できる。
- (2) 基礎研修修了者は、**個別支援計画の原案**を作成できる。

5 専門コース別研修について

東京都では、基礎研修修了者を対象として、分野共通、又、領域別の知識を深めることを目的として実施します。(任意研修)

6 経過措置について

- (1) 平成30年度までの研修修了者に対する経過措置は終了しました。

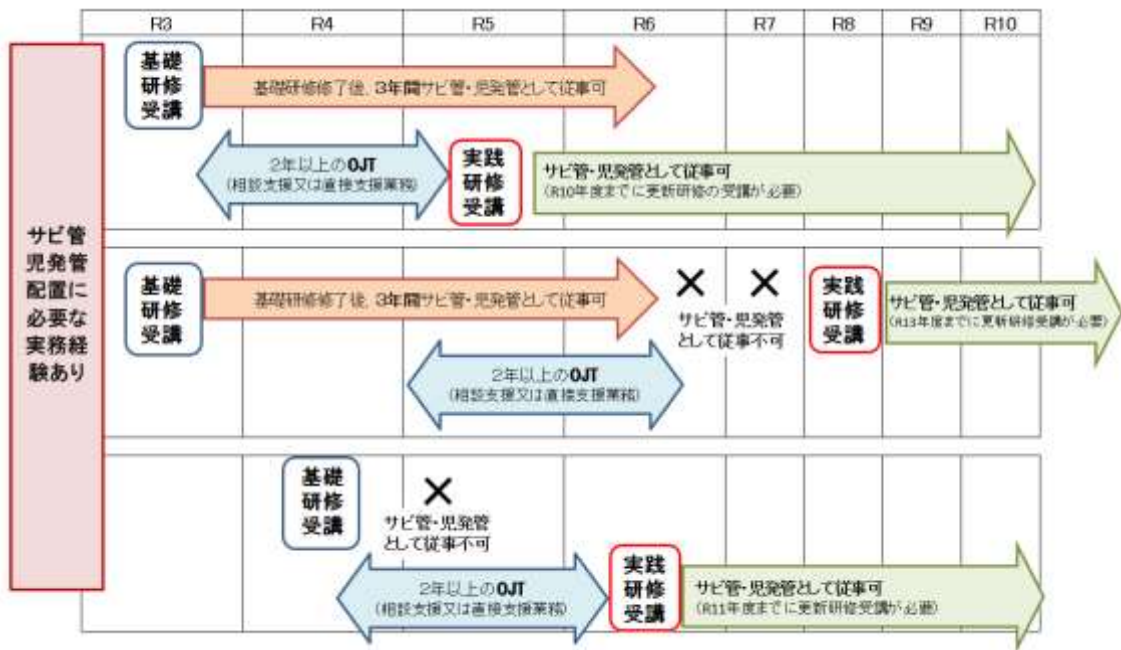
※経過措置期間中（令和元年度から5年度まで）に、更新研修を修了した場合は、初回の更新研修の修了年度を起点として翌年度から **5年度毎に1回の受講**が必要。

※令和5年度までに更新研修を受講しなかった場合は、令和6年度以降に**実践研修を修了することにより、再度サビ管・児発管として配置可能**（この場合は実践研修受講のための実務経験は不要）

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13				
更新研修受講	この間に2回目の更新研修受講が必要					この間に3回目の更新研修受講が必要										
更新研修受講	この間に2回目の更新研修受講が必要					この間に3回目の更新研修受講が必要										
← 令和5年度までに更新研修受講せず						×	×	実践研修受講					この間に1回目の更新研修受講が必要			
						サビ管・児発管として 従事不可										

(2) 令和元年度から令和3年度までの基礎研修修了者で、基礎研修修了後3年間に限り、実践研修を受講していなくてもサビ管・児発管の要件を満たしているときみなします。

3年間の経過措置期間が終了する前に実践研修を修了しなければ、サビ管・児発管として継続して従事することができません。適切な時期に受講できない場合は、従事できない期間が生じる可能性があるため注意が必要です。



7 その他

事業所の運営に関することにつきましては、下記の所管にお問合せください。

障害福祉サービス等	部 署	電話番号
療養介護・生活介護・施設入所支援 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設 担当	03-5320-4156
共同生活援助（グループホーム）	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151
就労移行支援・就労継続支援（A型・ B型）・就労定着支援	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 就労支援担当	03-5320-4158
自立生活援助	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担 当	03-5320-4374

※八王子市市内の事業所については、八王子市役所にお問合せください。

※児童系サービスについて、児童相談所設置区内の事業所（世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区）は、当該区にお問合せください。